

第7回 大和川流域水害対策協議会

日時：令和8年2月4日（水）

14:00～15:30

場所：奈良県コンベンションセンター

204会議室

次 第

1. 開 会

2. 流域水害対策計画の実施に係る取組状況等の共有と今後の進め方

1) 大和川（国管理区間）における河川事業の整備状況 資料1
(大和川河川事務所)

2) ながす対策（奈良県） 資料2
奈良県河川整備計画に基づく河川改修の主な事業箇所

3) ためる対策（奈良県） 資料3
3.1) 流域水害対策計画に基づく目標
3.2) ため池等治水対策の推進
3.3) 奈良県平成緊急内水対策事業の推進

4) ひかえる対策（奈良県） 資料4
特定都市河川浸水被害対策法に基づく土地利用対策の
推進について

3. 閉 会

令和7年度 大和川流域水害対策協議会 名簿

機 関	役 職	氏 名
奈 良 県	知 事	山下 真
	副 知 事	清水 将之
	総務部長	【欠席】
	危機管理監	尾崎 俊之
	環境森林部長	三宅 浩
	食農部長	【代理】食農部次長 外園 俊夫
	県土マネジメント部長	安井 広之
	防災政策官	六車 憲雄
	まちづくり推進局長	【欠席】
	奈良土木事務所長	岸田 宰
	郡山土木事務所長	辻井 伸治
	高田土木事務所長	松田 拓士
	中和土木事務所長	渡邊 義明
	吉野土木事務所長	植田 芳弘
奈 良 市	市 長	【代理】建設部長 田上 智弘
大 和 高 田 市	市 長	【代理】環境建設部長 作田 敦嗣
大 和 郡 山 市	市 長	上田 清
天 理 市	市 長	【代理】建設部長 南 佳伸
橿 原 市	市 長	【代理】都市マネジメント部長 楠原 章央
桜 井 市	市 長	【代理】都市建設部長 松浦 剛史
御 所 市	市 長	【代理】副市長 奥田 公夫
生 駒 市	市 長	【欠席】
香 芝 市	市 長	【代理】都市創造部土木建設課長 春野 文孝
葛 城 市	市 長	阿古 和彦
宇 陀 市	市 長	【欠席】
平 群 町	町 長	【代理】事業部長 西岡 勝三
三 郷 町	町 長	木谷 慎一郎
斑 鳩 町	町 長	中西 和夫
安 堵 町	町 長	西本 安博
川 西 町	町 長	小澤 晃広
三 宅 町	町 長	森田 浩司
田 原 本 町	町 長	高江 啓史
高 取 町	町 長	中川 裕介
明 日 香 村	村 長	森川 裕一
上 牧 町	町 長	阪本 正人
王 寺 町	町 長	平井 康之
広 陵 町	町 長	吉村 裕之
河 合 町	町 長	【代理】副町長 佐藤 壮浩
大 淀 町	町 長	【代理】建設環境部長 辻 敬三
近畿地方整備局	局 長	齋藤 博之
	河川部長	福渡 隆
	建政部長	山川 修
近 畿 農 政 局	農村振興部長	【代理】設計課 課長補佐（調整） 明河 孝典
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所	所 長	川上 吉伸
近畿地方環境事務所	所 長	【欠席】
近畿財務局 奈良財務事務所	所 長	木下 宏幸
奈良地方気象台	台 長	廣尾 進
特定非営利活動法人 奈良県防災士会	理 事 長	【代理】副理事長 小山 英子

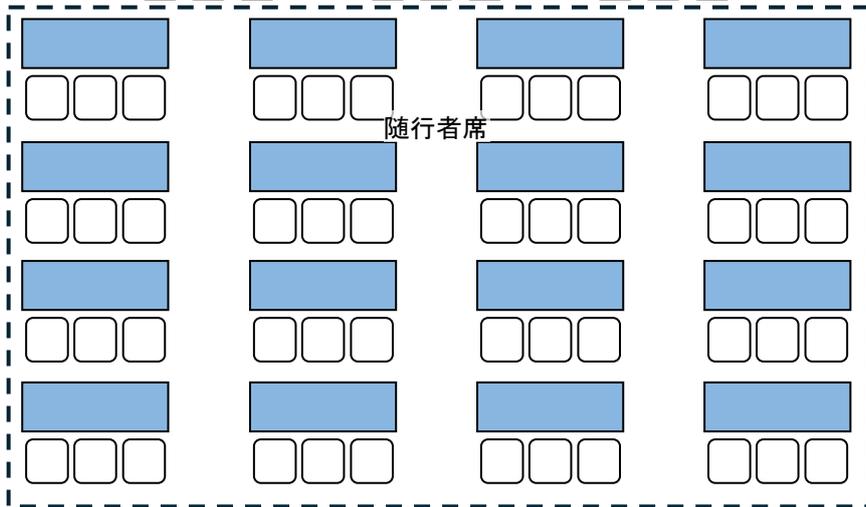
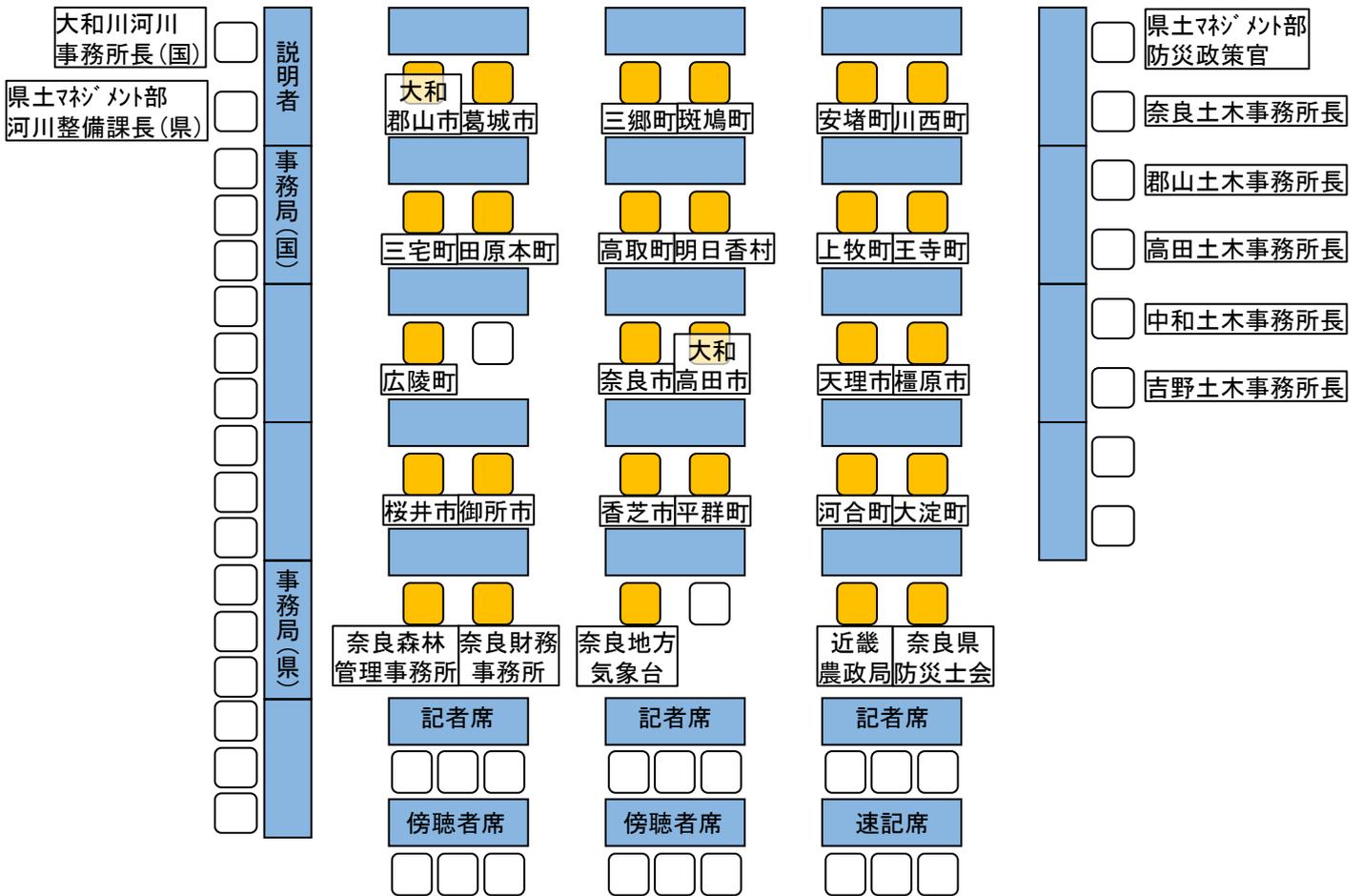
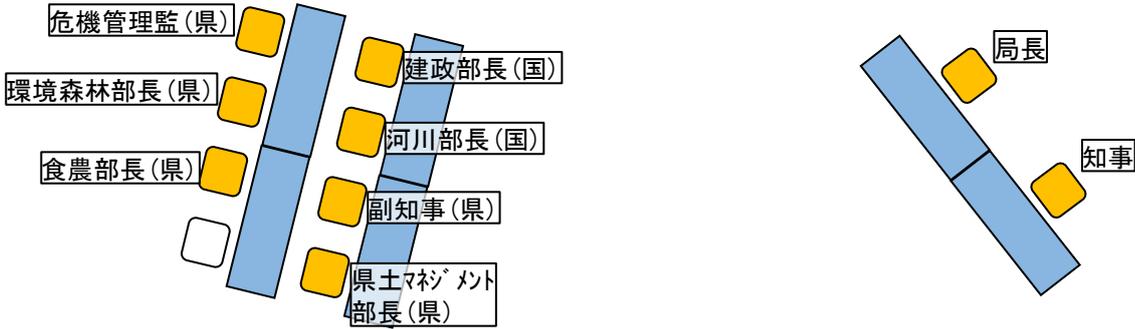
第7回 大和川流域水害対策協議会 配席図

令和8年2月4日 奈良県コンベンションセンター 204会議室

凡例



スクリーン



出入口

出入口

大和川流域水害対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会（以下「協議会」）とする。

(目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には座長を置くものとし、座長は近畿地方整備局長が務める。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は座長が行う。
- 4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。
- 5 協議会は、必要に応じて検討WGを設置することができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 大和川流域水害対策計画の策定及び変更。
- 2 協議会を開催し、上記計画に定められた事項について、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している取組状況等について共有・検討する。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、下水道課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和4年1月12日から施行する。

一部改正 令和4年3月16日

一部改正 令和7年1月28日

大和川流域水害対策協議会組織

○印は座長

- 奈良県 知事
- 奈良県 総務部長
- 奈良県 危機管理監
- 奈良県 環境森林部長
- 奈良県 食農部長
- 奈良県 県土マネジメント部長
- 奈良県 まちづくり推進局長
- 奈良市長
- 大和高田市市長
- 大和郡山市市長
- 天理市長
- 橿原市長
- 桜井市長
- 御所市長
- 生駒市長
- 香芝市長
- 葛城市市長
- 宇陀市長
- 平群町長
- 三郷町長
- 斑鳩町長
- 安堵町長
- 川西町長
- 三宅町長
- 田原本町長
- 高取町長
- 明日香村長
- 上牧町長
- 王寺町長
- 広陵町長
- 河合町長
- 大淀町長
- 近畿地方整備局 局長
- 近畿地方整備局 建政部長
- 近畿地方整備局 河川部長
- 近畿農政局 農村振興部長
- 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長
- 近畿地方環境事務所長
- 近畿財務局 奈良財務事務所長
- 奈良地方気象台長
- 特定非営利活動法人 奈良県防災士会 理事長
- 近畿地方整備局 大和川河川事務所

大和川(国管理区間)における 河川事業の整備状況

大和川河川事務所
令和8年2月4日



- 日 時: 令和7年5月25日(日) 14:00~15:00
- 会 場: 保田遊水地 奈良県磯城郡川西町大字保田三七七の一
- 主 催: 国土交通省 近畿地方整備局、奈良県、川西町
- 出席者: <招待> 高市衆議院議員、堀井参議院議員、地元関係者、自治体関係者、
施工業者ほか
<主催> 長谷川近畿地方整備局長、山下奈良県知事、小澤川西町長ほか
- 次 第: オープニングイベント(和太鼓演奏)、開式、式辞、主催者挨拶、来賓紹介、
祝電披露、事業経過報告、期待のメッセージ、万歳三唱、閉式、テープカット

■ 保田遊水地の概要

大和川中流域では、5つの遊水地整備等を実施。これらが完成すると、昭和57年8月洪水と同規模の洪水に対して床上浸水が生じなくなる見込み。

保田遊水地は5つある遊水地の中で最初に運用を開始し、約23万m³の水を貯留可能。

平常時は川西町にて上面をスケート等が楽しめる施設として活用。



面積: 約7ha
遊水地容量: 約23万m³
周囲堤: 約740m
囲繞堤: 約300m
越流堤: 約37m
越流堤敷高: TP+41.0m



R7.5撮影



長谷川近畿地方整備局長

山下奈良県知事

小澤川西町長

高市衆議院議員

堀井参議院議員

関係者の皆様に感謝。大和川流域では保田遊水地が初めての遊水地となり、浸水被害軽減が期待される。引き続き大和川流域の治水安全度の向上に取り組む。

保田遊水地は外水、内水両方に対応する施設であり大和川の氾濫による浸水被害抑制に加え、内水被害軽減にも繋がる。今後もハード・ソフト一体となって防災に対する取組を進める。

奈良盆地は水に悩まされながら生きてきた。保田遊水地の完成により地元の内水被害が低減することに期待している。今後オーバルトラックを活用することで地域の振興に繋げていく。

すばらしい施設が完成した。日本唯一のオーバルトラックで練習したいと思ってくれたら嬉しい。保田遊水地の完成により住民の皆様が安心して生活できるように願っている。

保田遊水地は複合的で工夫された施設であり、大きな安心に繋がる施設が完成した。昭和57年の災害を経験したが、今後はより一層安心・安全な奈良県になっていくと期待。



和太鼓演奏(川西和太鼓一家)



テープカット

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局
大和川河川事務所 流域治水課
〒582-0009
大阪府柏原市大正2-10-8
TEL 072-971-1381





面積：約7ha
遊水地容量：約23万m³
周囲堤：約740m
囲繞堤：約300m
越流堤：約37m
越流堤敷高：TP+41.0m

- 大和川河川事務所が整備している保田遊水地（奈良県川西町）において、上面をインラインスピードスケートをはじめとしたローラースポーツ等を楽しめる場として平時利用できるよう川西町が検討を進めています。
- 上面利用の主体である川西町と、川西町が協定を結んでいる（一社）ワールドスケートジャパンが連携して、ローラースケートの全日本選手権や西日本選手権大会が開催されました。
- 大和川河川事務所としては、遊水地上面が地域活性化に有効活用されるよう、今後も関係機関と協力してまいります。

概要

- 日 時 : 令和7年4月19日(土)~20日(日)
- 場 所 : 奈良県磯城郡川西町大字保田377-1 保田遊水地
- 内 容 : オーバルトラックオープニングセレモニー
インラインローラースケート全国大会
- 出席者 : 奈良県川西町長 小澤晃広 氏
国会議員 高市早苗事務所 所長 木下剛志 氏
奈良県 副知事 西村高則 氏
ワールドスケートジャパン スピード委員長 桑野裕司 氏

小澤町長挨拶



テープカットの様子

全国大会の様子



概要

- 日 時 : 令和7年11月16日(日)
- 内 容 : 第50回西日本ローラースピード選手権大会
- 出席者 : 奈良県川西町長 小澤晃広 氏

小澤町長によるデモラン



西日本大会の様子



概要

- 日 時 : 令和8年1月11日(日)
- 内 容 : ローラースケート練習会
- 主 催 : 奈良県ローラースケート連盟

練習会の様子



今後も定期的にインラインスケートの練習会が開催される予定



遊水地整備(安堵町窪田地区)

位置図



奈良県

奈良県生駒郡安堵町窪田地先

東側内水取込樋門本体 完成写真



令和7年4月撮影

北側内水取込樋門本体 施工状況写真

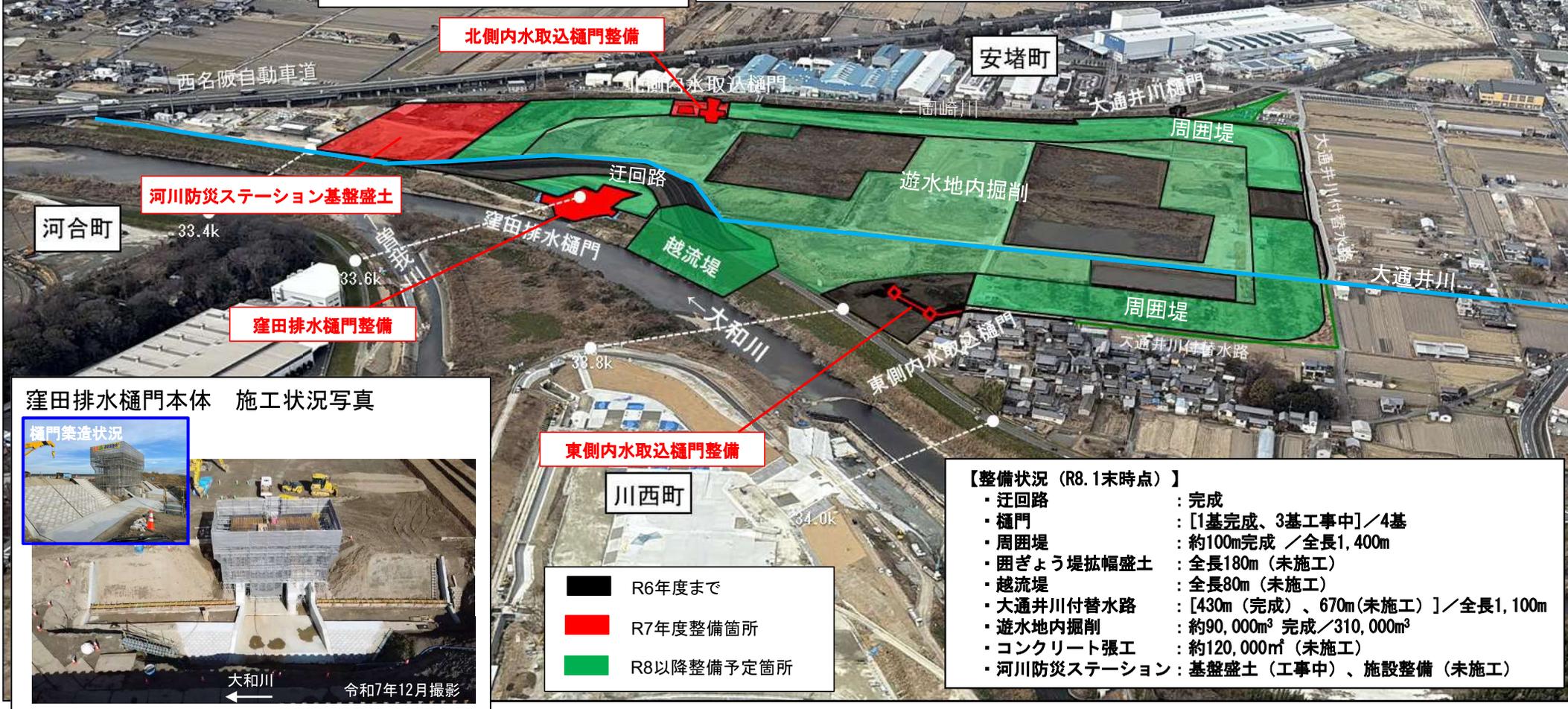


令和7年12月撮影

大通井川樋門本体 完成写真



令和7年4月撮影



北側内水取込樋門整備

河川防災ステーション基盤盛土

窪田排水樋門整備

東側内水取込樋門整備

- R6年度まで
- R7年度整備箇所
- R8以降整備予定箇所

窪田排水樋門本体 施工状況写真

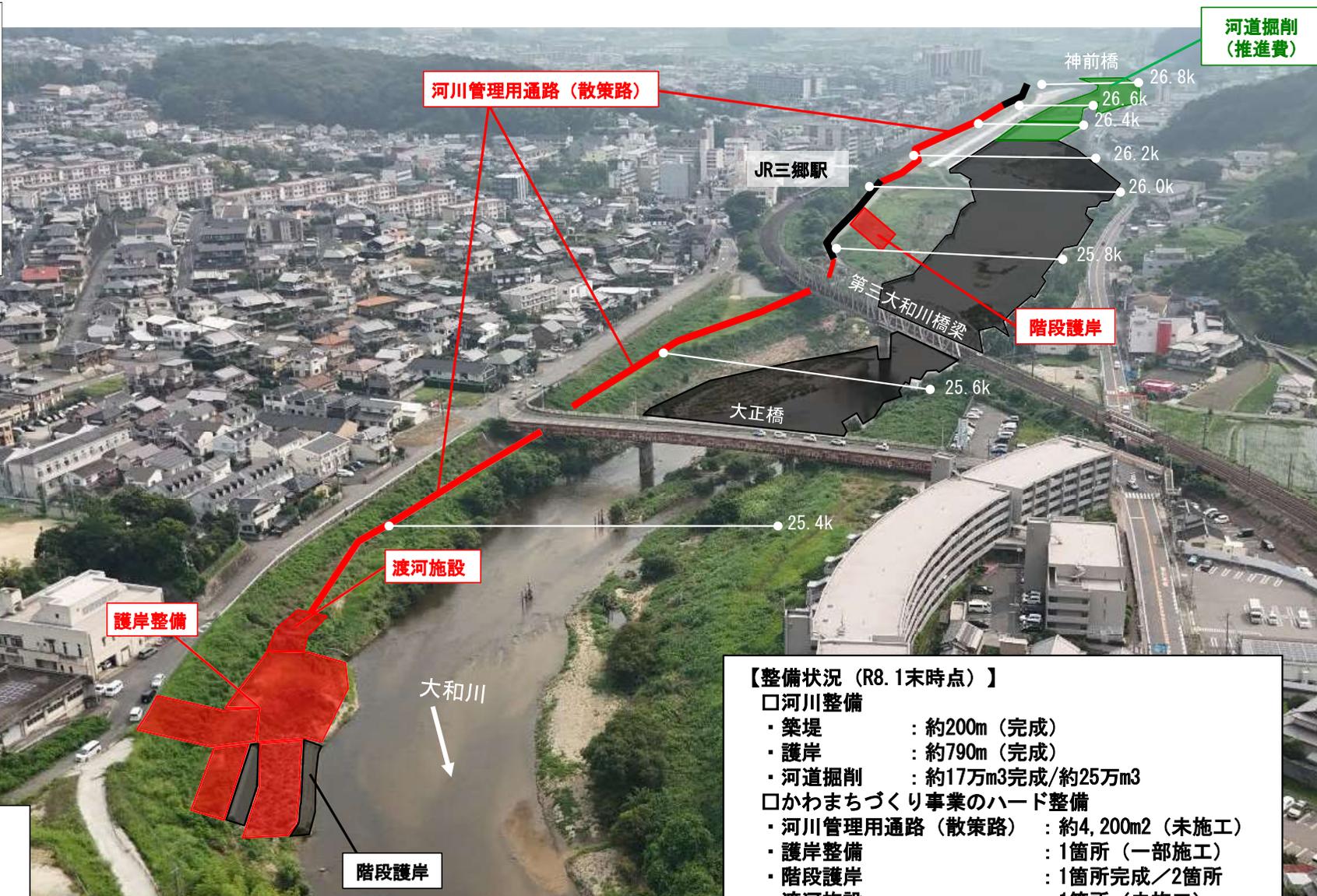


令和7年12月撮影

【整備状況 (R8.1末時点)】

- ・迂回路 : 完成
- ・樋門 : [1基完成、3基工事中] / 4基
- ・周囲堤 : 約100m完成 / 全長1,400m
- ・囲ぎよう堤幅盛土 : 全長180m (未施工)
- ・越流堤 : 全長80m (未施工)
- ・大通井川付替水路 : [430m (完成)、670m (未施工)] / 全長1,100m
- ・遊水地内掘削 : 約90,000m³ 完成 / 310,000m³
- ・コンクリート張工 : 約120,000m² (未施工)
- ・河川防災ステーション : 基盤盛土 (工事中)、施設整備 (未施工)

○大和川水系では、藤井地区～王寺地区の流下能力向上のため河道掘削等を平成30年度から実施。
 ○河道掘削については三郷町かわまちづくりのハード整備と連携し、令和7年度推進費にて令和8年度に実施予定。



交流拠点
「川の駅・亀の瀬東口駅」

- R6年度まで
- R7年度整備箇所
- R8以降整備予定箇所

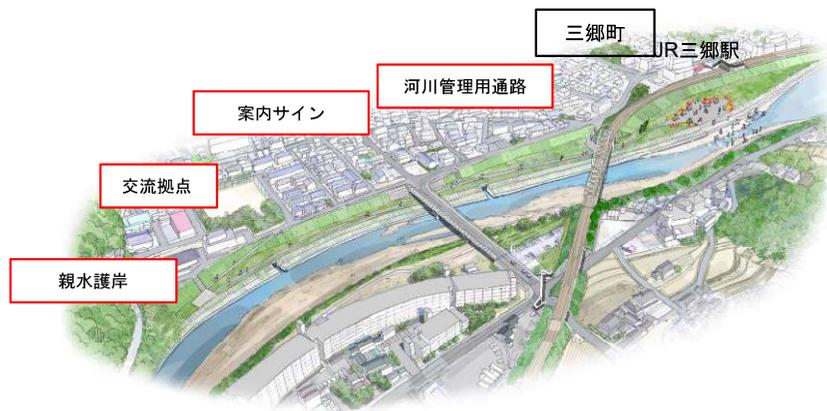
【整備状況 (R8.1末時点)】

□河川整備	
・築堤	: 約200m (完成)
・護岸	: 約790m (完成)
・河道掘削	: 約17万m ³ 完成/約25万m ³
□かわまちづくり事業のハード整備	
・河川管理用通路(散策路)	: 約4,200m ² (未施工)
・護岸整備	: 1箇所 (一部施工)
・階段護岸	: 1箇所完成/2箇所
・渡河施設	: 1箇所 (未施工)

・親水護岸、河川管理用通路などを整備することにより、安全で利用しやすい河川空間を創出し、三郷町が実施する日本遺産「龍田古道・亀の瀬」を中心としたまちづくりと併せ、新たな水辺の賑わいづくり拠点を創出。

□整備内容

- ・河川管理用通路、親水護岸など



整備イメージ

□期待される効果

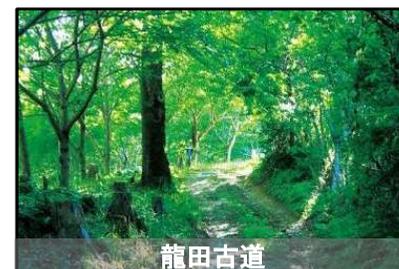
- ・親水護岸の整備により水辺に安全にアクセスしやすくなるため、水辺のレクリエーションや環境学習会等ができるようになり、利用者の増加が期待できる。
- ・令和2年6月に日本遺産に認定された「龍田古道」や亀の瀬の地すべり地区などの周辺観光資源への回遊性の向上が見込まれる。



□整備前(現在)



■整備後(イメージ)



R7年度実施中箇所

【杉町地区】

土砂掘削：V= 約3,100 m³

杉橋より撮影（上流側）



杉橋より撮影（下流側）



【番条町地区】

土砂掘削：V= 約4,300 m³

寿橋より撮影（上流側）



寿橋より撮影（下流側）



※実施範囲は今後変更となる可能性あり

R7年度実施済箇所

【額田部南町地区】
樹木伐採：A= 約1,200 m²

高橋より撮影（作業前）



高橋より撮影（作業後）



大和川流域治水啓発イベントを開催しました！

～みんなで見る・感じる・作る・知る 大和川の流域治水～

- 県内のイオンモール大和郡山において、「みんなで見る・感じる・作る・知る～大和川の流域治水～」と題して、流域治水の動画・アンケート・模型などを用いた啓発イベントを開催しました。
- 啓発イベントとして、各ブースで流域治水について学んでいただき、スタンプラリーを回った方には流域治水グッズを進呈しました。8月2日(土)～3日(日)の2日間で467人の方にご参加いただきました。
- 防災について学びたい人向けにマイタイムライン(避難計画)の作成キットを配布し、イベントブース内でいざという時のご自身の環境に合わせた避難行動を考えていただきました。

開催概要

- 【日時】 令和7年8月2日(土)3日(日) 10時～16時
- 【場所】 イオンモール大和郡山 1階 北小路コート
- 【参加者】 イオンモール 来訪者 467人
(スタンプラリー+アンケート回答者)
- 【内容】 各ブースでの体験を通して、流域治水について学習していただきました



大和郡山市長も
ご来場されました



流域治水グッズ



避難計画作成キット



感じるコーナー

大和川流域を立体的に表した模型で、流域治水対策の有無で水被害がどれだけ減るか視覚的に体験してもらいました。



作るコーナー

家庭にあるもので災害時に緊急で手作りできる、ビニール袋のカッパや新聞紙スリッパを作っていました。



知るコーナー

タブレットを使って、質問に回答してもらうことで、アンケートに答えながら流域治水について学習してもらいました。



NHKや奈良新聞に当日の様子を取材していただきました。

参加者の感想

- 今まで奈良県は大丈夫だと思っていたが、大雨の時は危険だと分かった。
- 聞くだけではなく、見て感じることで備えようと思えました。
- 子どもに分かりやすいイベントでした。ありがとうございます。
- 国土交通省が様々な取り組みをされていて新鮮でした。

【問合せ先】

国土交通省 近畿地方整備局
大和川河川事務所 流域治水課
〒582-0009
大阪府柏原市大正2丁目10番8号
TEL 072-971-1381 (代表)



- 大和川河川事務所は、王寺町の住民を対象に、マイ・タイムライン講習会を開催しました。
- 自分がどういった防災意識を持っているかを分かりやすく楽しく診断出来る「防災アニマル診断」を実施後、マイ・タイムラインの作成手順などを説明しました。
- 王寺町からはハザードマップの説明を行い、様々な観点から参加者の防災意識の向上を図りました。

開催概要

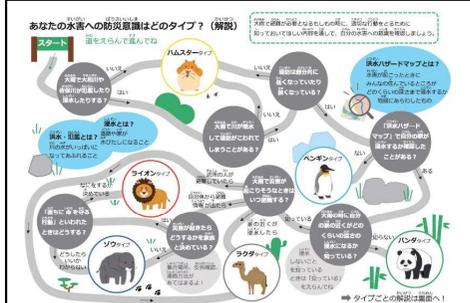
【日時】 令和7年6月15日(日)14時～16時
 【場所】 王寺一丁目公民館
 【参加者】 王寺町一丁目住民 17名
 【実施内容】 ①防災アニマル診断を用いた意識調査
 ②マイ・タイムラインの作成による水害への備え



【講習会資料】



王寺町防災
ハザードマップ

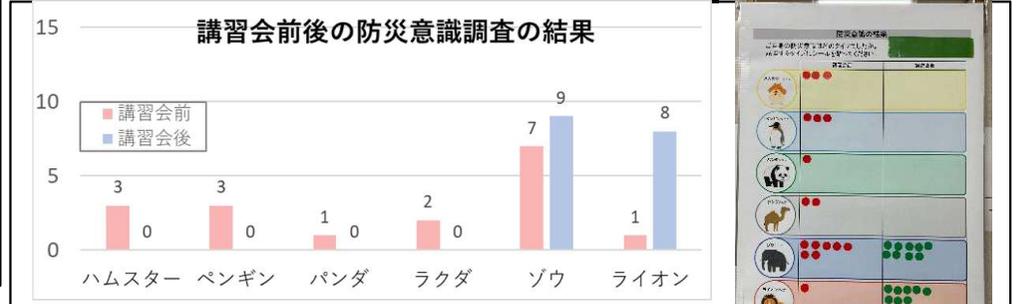


あなたの水害への防災意識はどのタイプ？ (解説)



皆さんの
マイ・タイムライン

王寺町防災ハザードマップ | 防災アニマル診断 | マイ・タイムラインノート



- ### 参加者の感想
- ・ 災害時の警戒レベル5の時に避難が完了するのでは遅く、警戒レベル4の時に避難が完了する必要があることを知った。
 - ・ マイ・タイムラインを作成する前は防災アニマル診断でハムスタータイプであったが、マイ・タイムラインの作成後はライオンタイプまで防災意識が高まった。
 - ・ 家族の人数が多いから早めに避難することが必要だと思った。

低 ← 防災意識レベル → 高

・ 講習会前後に「防災アニマル診断」により参加者の防災意識を調査し、講習会後に意識が高まったことを確認出来ました。

【問合せ先】
 国土交通省 近畿地方整備局
 大和川河川事務所 流域治水課
 〒582-0009
 大阪府柏原市大正2丁目10番8号
 TEL 072-971-1381 (代表)



- 藤井寺市において、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等を対象に避難訓練の実施率を上げる事を目的とした施設タイムラインの作成に関する講習会を開催しました。
- 意見交換会は、各警戒レベルで何をすべきか、リラックスした雰囲気です少人数による対話を行うワールドカフェ方式で行われ、各施設が抱える避難に係る課題抽出と解決策について意見を出し合い施設タイムラインを作成しました。
- 参加していただいた各施設の方には、講習会終了後に各班で作成したタイムラインシートの写真を持ち帰っていただき、今後すすめていく訓練の参考としていただくことで、避難訓練の実施率向上を図ります。

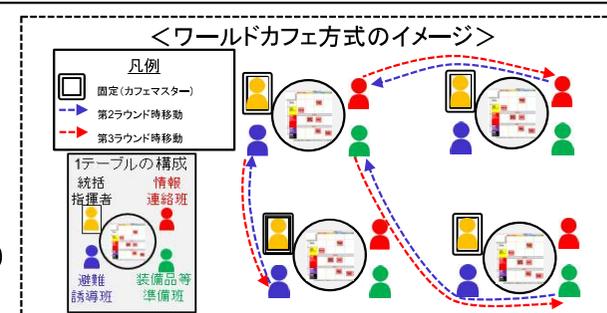
■ 実施概要

【日 時】 令和7年10月27日（月） 14時00分～16時00分

【場 所】 藤井寺市立市民総合会館 中ホール

【参加者】 要配慮者利用施設関係者 20施設27名
行政関係者（気象台、大阪府、奈良県、大阪市、藤井寺市） 15名

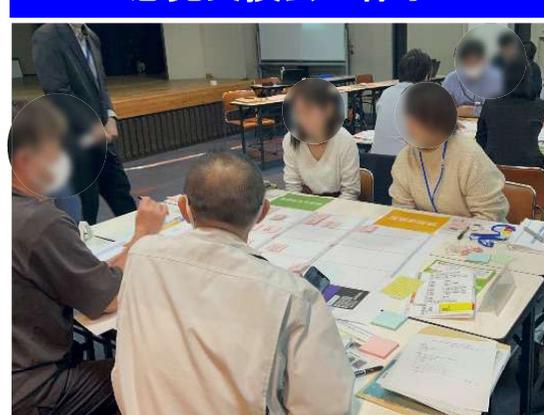
【議 題】 ①避難訓練の必要性について（藤井寺市） ②防災気象情報について（大阪管区気象台）
③意見交換会 テーマ：施設利用者と施設職員の命を守る行動



講習会あいさつ(藤井寺市長)



意見交換会の様子



講習会終了後



作成された施設タイムラインシートの一例
※警戒レベル2までを抜粋

○班 の施設タイムライン検討シート

担当名	統括指揮者	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班	
警戒レベル1 ■ 早期注意情報 (管報級の可能性)	職員の出動 状況を把握 しておく	施設内の避難 経路の確認 と打合せ	利用者家族 への情報伝達	避難先、 避難経路の 確認	点検
休業および 職員召集の 判断	休業および 職員召集の 判断	建物内外の 確認、要請	避難先、 避難経路の 確認	在庫のチェ ック 食料 資材	
警戒レベル2 ■ 大雨注意報 ■ 洪水注意報 ■ 高潮注意報 ■ 地震注意情報 ■ 土砂崩れ(危険 度分布)「注意」	情報の収集 施設職員 召集	水位情報の 確認	統括指揮者 への情報伝 達	避難者の人 数等の確認	個人情報入 り済みの手 袋をどこに 保管するか を確認する ようにつ けておく
各担当から 報告待ち	活動の指示	来客者へ帰 避指示	施設内 避難経路の 確認 避難先、 避難経路の 確認 避難先、 避難経路の 確認	避難誘導開始	衣類等、く つや手袋の 配布
	避難開始	市内に状況 を確認	学校が休み 土曜日、 祝日、 休日、 休日		

＜凡例＞
 ■ 第1ラウンド
 ■ 第2ラウンド
 ■ 第3ラウンド
 ● いいねシール

【参加者の声】

- ・ 老人ホームや病院、学校など他の施設の方と意見を出し合うことで、今まで考えていなかった視点もあったので、施設に持ち帰って共有を図りたいです。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 流域治水課
〒582-0009 大阪府柏原市大正2-10-8
TEL 072-971-1381



国土交通省
大和川河川事務所

国土交通省
大和川河川事務所

8
事業紹介

概略版



Youtubeで「大和川河川事務所」と検索！！

2) ながす対策

奈良県河川整備計画に基づく河川改修の主な事業箇所

令和8年2月4日(水)

奈良県

2) 奈良県河川整備計画に基づく河川改修の主な事業箇所(令和7年度 大和川流域)

資料2

- ◆ 奈良県河川整備計画に基づき、河道拡幅や河床掘削などを実施。その他、局所的な河川改修や堆積土砂撤去、堤防補強、ダムメンテナンス等を実施
- ◆ 河川改修工事の推進に向け、用地交渉や農業用井堰の交渉が課題

生駒いかるが圏域

① 竜田川 小瀬工区



② 竜田川 生駒工区



③ 富雄川 安堵工区



④ 三代川



平城圏域

① 秋篠川 西ノ京工区



② 秋篠川 秋篠工区



③ 地藏院川



曾我葛城圏域

① 葛下川 1工区(王寺町葛下)



② 葛下川 2工区(香芝市下田~別所)



③ 高田川 1工区(河合町長楽~広陵町笠)



④ 葛城川 1(広陵町并財天~広瀬)



⑤ 葛城川 4(大和高田市奥田)

⑥ 曾我川 1工区(広瀬町百済~大和高田市松塚)



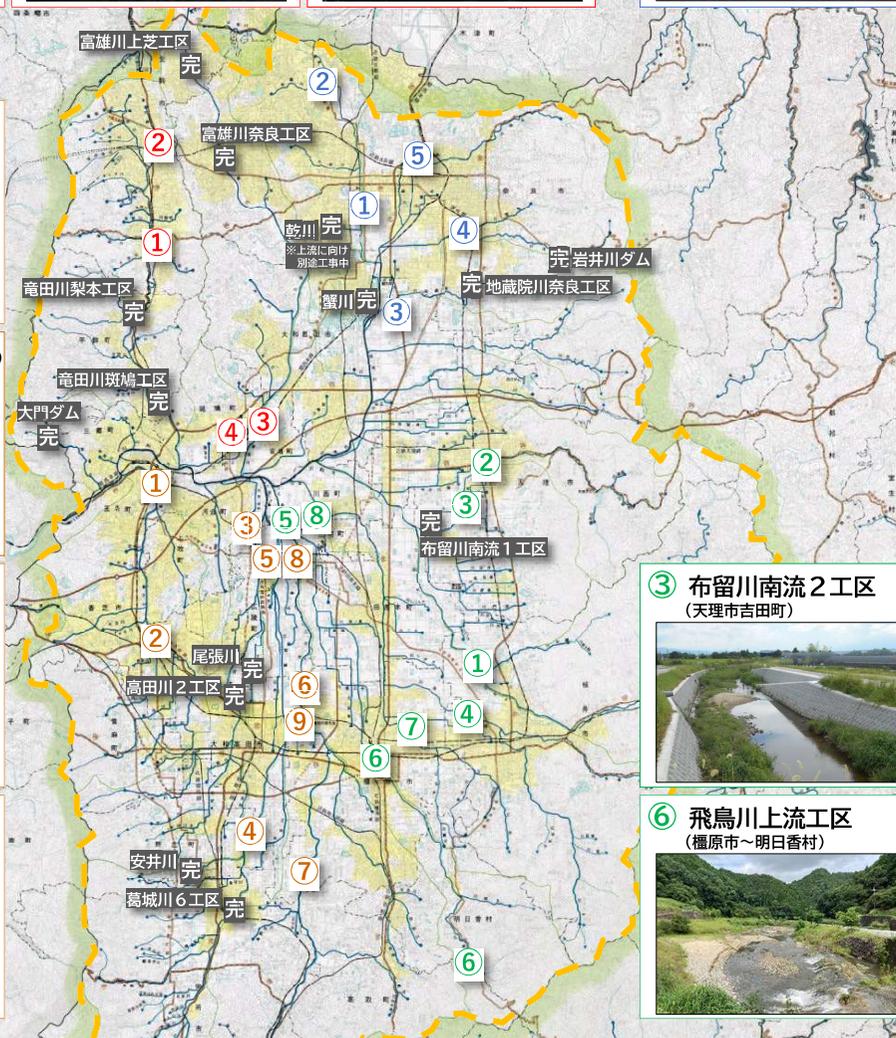
⑦ 曾我川 2工区(橿原市川西~御所市戸毛)



⑧ 広瀬川(広陵町大場~百済)



⑨ 小金打川(大和高田市松塚~橿原市曲川町)



④ 能登川



⑤ 菟川



布留飛鳥圏域

① 大和川(桜井市大泉~三輪)



② 布留川北流(天理市東井戸堂町~守目堂町)



③ 布留川南流 2工区(天理市吉田町)



④ 寺川(橿原市東竹田~桜井市上之庄)



⑤ 飛鳥川下流工区(三宅町小柳~但馬)



⑥ 飛鳥川上流工区(橿原市~明日香村)



⑦ 米川(橿原市木原町~出合町)



⑧ 新川(三宅町小柳~伴堂)



3) ためる対策

- 3.1) 大和川流域水害対策計画に基づく目標
- 3.2) ため池等治水対策の推進
- 3.3) 奈良県平成緊急内水対策事業の推進

令和8年2月4日(水)

奈良県

ためる対策

3.1) 大和川流域水害対策計画に基づく目標

3.1) 1 目標対策量

- ◆ 昭和57年の大和川大水害を契機として、大和川流域を洪水被害から守るため、県と市町村が連携して流出抑制に取り組むことを合意
- ◆ 昭和60年7月に「大和川流域整備計画」を策定し、具体的な取組量については、昭和61年4月に策定した「大和川流域整備計画実施要領」により決定
- ◆ これにより、県と市町村が一体となって、ため池等を活用し、流域全体で181.9万m³の貯留対策を実施することとした。
- ◆ さらに、令和3年12月に特定都市河川の指定を受け、令和4年5月には「大和川流域水害対策計画」を策定
- ◆ 本計画では、目標期間を概ね20年間と定め、「ためる対策」の目標対策量を、従来の大和川流域整備計画実施要領に基づく181.9万m³に、奈良県平成緊急内水対策事業による61.59万m³等を加え、流域全体で251.49万m³とした

大和川流域水害対策計画における目標対策量(令和4年5月策定)

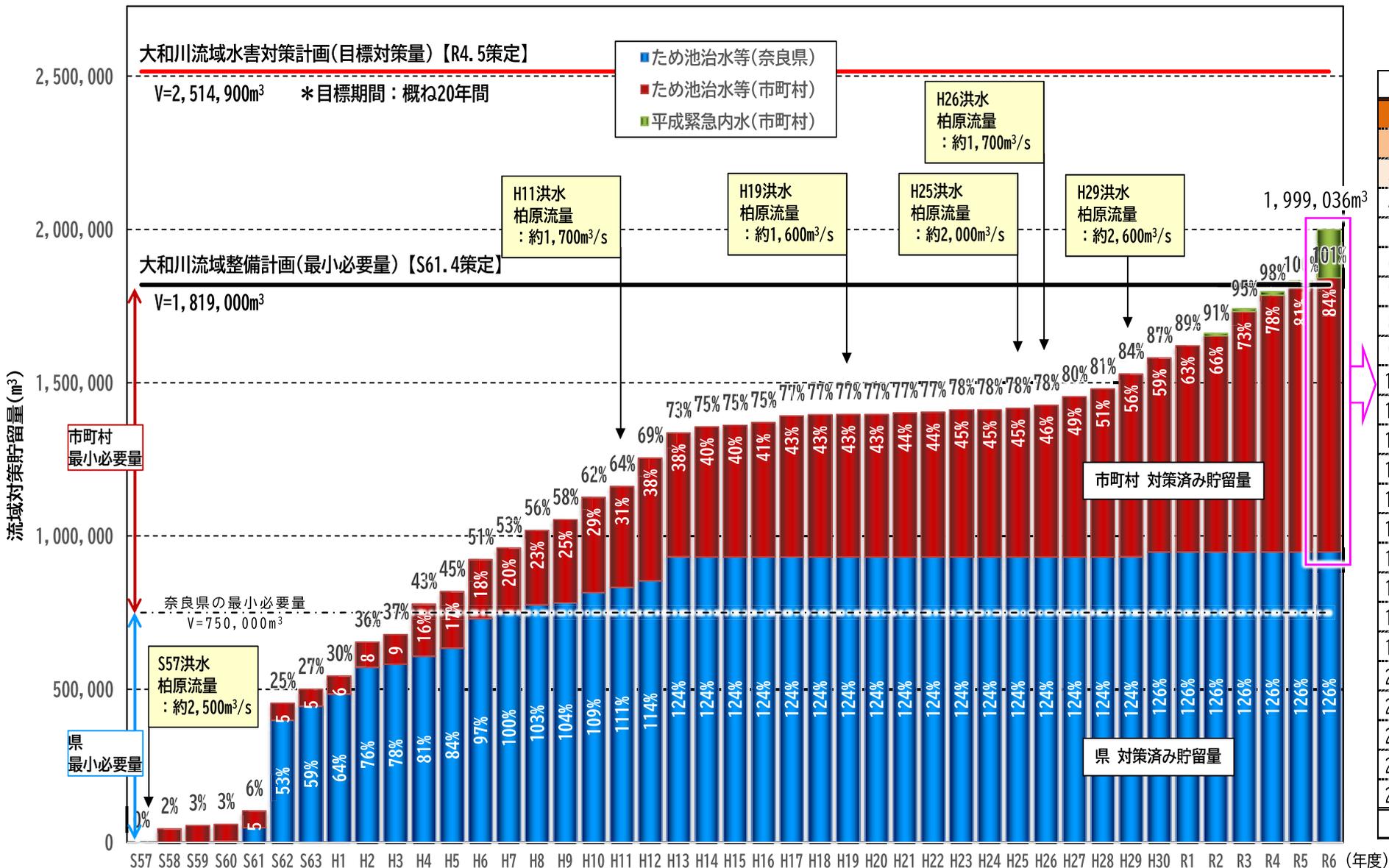
大和川流域水害対策計画における対策量	雨水貯留浸透施設	ため池治水利用(水田貯留含む)	計
①大和川流域総合治水対策の「流域整備計画実施要領」で定められた対策量 (S61.4)	a) 11.9 万m ³	e) 170万m ³	181.9 万m ³ 〔 県 75.0万m ³ 市町村 106.9万m ³ 〕
+			
②「奈良県平成緊急内水対策事業」で定められた対策量	b) 52.39万m ³	f) 9.2万m ³	61.59万m ³
③計画期間中の更なる流域対策を積極的に進める今後5年間の対策予定量(民間事業者による対策含む)	c) 4.0 万m ³	g) 4.0万m ³	8 万m ³
合計	d) 68.29万m ³	h) 183.2万m ³	251.49万m ³

3.1) 2 進捗状況 (令和7年3月末時点)

資料3-1

- ◆ これまでに、ため池の治水活用や奈良県平成緊急内水対策事業により、流域全体で約200万m³の貯留対策を実施(奈良県:約95万m³,市町村:約105万m³)
- ◆ 大和川流域水害対策計画の目標対策量約250万m³に向け、引き続き、貯留対策を推進していく必要

貯留対策の進捗状況



貯留対策の取り組み量 (市町村実施分)

市町村	対策量
1 天理市	134,575
2 奈良市	114,194
3 葛城市	73,407
4 生駒市	71,768
5 大和郡山市	66,201
6 三郷町	62,896
7 田原本町	58,210
8 王寺町	56,514
9 橿原市	54,294
10 平群町	46,279
11 香芝市	38,607
12 安堵町	37,076
13 御所市	36,340
14 大和高田市	27,812
15 斑鳩町	27,689
16 河合町	25,610
17 明日香村	25,543
18 広陵町	20,466
19 上牧町	20,024
20 桜井市	16,444
21 高取町	15,216
22 川西町	8,458
23 三宅町	7,520
24 大淀町	6,000
計	1,051,143

※ 水田貯留による対策量を含む
※ %は最小必要量に対する数値

ためる対策

3.2) ため池等治水対策の推進

3.2) 1 大和川流域整備計画で定められた最小必要量(ため池等治水対策)

資料3-2

◆ 流域整備計画では、奈良県と市町村をあわせて約180万m³の貯留対策に取り組むことになっている。(最小必要量)



機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m ³)	ため池治水利用対策量 (m ³)	機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m ³)	ため池治水利用対策量 (m ³)
奈良市	14,610	310,500	斑鳩町	1,630	29,700
大和高田市	3,790	18,300	安堵町	540	9,400
大和郡山市	5,410	71,700	川西町	810	6,700
天理市	3,520	65,700	三宅町	270	3,000
橿原市	6,770	40,200	田原本町	2,440	29,700
桜井市	5,140	30,300	高取町	1,080	18,900
御所市	4,060	48,900	明日香村	540	15,900
生駒市	5,410	62,700	上牧町	1,350	21,600
香芝市	2,710	55,300	王寺町	1,350	21,600
葛城市	1,890	40,000	広陵町	1,900	32,400
平群町	1,350	20,700	河合町	1,350	19,500
三郷町	1,080	25,800	大淀町	-	1,500
小計	69,000	1,000,000	奈良県	50,000	700,000
合計	119,000	1,700,000			

合計 181.9万m³

附則1 今後早急に検討するものについては、成案が出来次第、実施要領の変更により、具体的内容を組み込むものとする。

【大和川流域整備計画実施要領を一部改変して引用】

3.2) 2 進捗状況 (令和7年3月末時点)

資料3-2

- ◆ 奈良市、大和郡山市、葛城市、平群町、明日香村が新たに「雨水貯留浸透施設」や「ため池治水」などの「貯める対策」を実施
- ◆ その結果、**市町村全体の対策率は昨年度と比べて81%から84%に増加**
- ◆ 一方、対策率が伸び悩む市町もあり、浸水被害の軽減に向けて**引き続き貯める対策の推進**が必要

	最小必要量(m ³) A	ため池治水+雨水貯留+水田貯留 令和6年3月末		ため池治水+雨水貯留+水田貯留 令和7年3月末		令和6年度 対策量(m ³) E
		対策済量(m ³) B	対策率(%) (B/A*100)	対策済量(m ³) C(=B+D+E)	対策率(%) (C/A*100)	
奈良市	325,110	110,594	34.0%	114,194	35.1%	3,600
大和高田市	22,090	27,812	125.9%	27,812	125.9%	0
大和郡山市	77,110	61,130	79.3%	63,001	81.7%	1,871
天理市	69,220	46,575	67.3%	46,575	67.3%	0
橿原市	46,970	54,294	115.6%	54,294	115.6%	0
桜井市	35,440	16,444	46.4%	16,444	46.4%	0
御所市	52,960	32,810	62.0%	32,810	62.0%	0
生駒市	68,110	71,768	105.4%	71,768	105.4%	0
香芝市	58,010	38,607	66.6%	38,607	66.6%	0
葛城市	41,890	61,977	148.0%	73,407	175.2%	11,430
平群町	22,050	42,029	190.6%	46,279	209.9%	4,250
三郷町	26,880	46,396	172.6%	46,396	172.6%	0
斑鳩町	31,330	27,689	88.4%	27,689	88.4%	0
安堵町	9,940	37,076	373.0%	37,076	373.0%	0
川西町	7,510	8,458	112.6%	8,458	112.6%	0
三宅町	3,270	7,520	230.0%	7,520	230.0%	0
田原本町	32,140	44,810	139.4%	44,810	139.4%	0
高取町	19,980	15,216	76.2%	15,216	76.2%	0
明日香村	16,440	16,423	99.9%	25,543	155.4%	9,120
上牧町	22,950	20,024	87.3%	20,024	87.3%	0
王寺町	22,950	23,814	103.8%	23,814	103.8%	0
広陵町	34,300	20,466	59.7%	20,466	59.7%	0
河合町	20,850	25,610	122.8%	25,610	122.8%	0
大淀町	1,500	6,000	400.0%	6,000	400.0%	0
市町村小計	1,069,000	863,542	80.8%	893,813	83.6%	30,271
奈良県	750,000	947,893	126.4%	947,893	126.4%	0
合計	1,819,000	1,811,435	99.6%	1,841,706	101.2%	30,271

取組状況(R6.3時点)			取組状況(R7.3時点)		
ため池 治水利用	雨水貯留 浸透施設	水田貯留	ため池 治水利用	雨水貯留 浸透施設	水田貯留
検討中	検討中	予定なし	実施中	検討中	予定なし
予定なし	実施中	予定なし	予定なし	実施中	予定なし
実施中	検討中	実施中	検討予定	検討中	実施中
実施中	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	検討中
予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
予定なし	検討中	予定なし	予定なし	検討中	予定なし
検討予定	検討予定	予定なし	検討予定	検討予定	予定なし
予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
検討中	予定なし	予定なし	実施中	予定なし	予定なし
実施中	予定なし	予定なし	実施中	予定なし	予定なし
予定なし	検討予定	予定なし	予定なし	検討予定	予定なし
予定なし	実施中	予定なし	予定なし	実施中	予定なし
予定なし	実施中	予定なし	予定なし	実施中	予定なし
検討予定	予定なし	検討予定	検討予定	予定なし	検討予定
検討予定	予定なし	予定なし	検討予定	予定なし	予定なし
検討中	検討予定	予定なし	実施中	実施中	予定なし
実施中	実施中	検討予定	実施中	実施中	検討予定
予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
実施中	予定なし	予定なし	検討予定	予定なし	予定なし
実施中	予定なし	予定なし	実施中	予定なし	予定なし
予定なし	検討中	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
予定なし	実施中	実施中	予定なし	実施中	実施中
予定なし	実施中	検討予定	予定なし	実施中	検討予定
予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

凡例(ため池+雨水貯留+水田)

50%未満
50%~75%未満
75%~100%未満
100%以上

凡例(取組状況)

- 予定なし 当面、検討の予定がないもの
- 検討予定 具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
- 検討中 具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
- 実施中 工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
- 対策率100%を超えている場合
- 事業完了や方針変更により取組状況に変化があったもの
- 状況が次の段階に進んだもの



しんいけ新池(奈良市)



余水吐の改良(R6年度施工)

3.2) 3 ため池を治水活用した効果

資料3-2

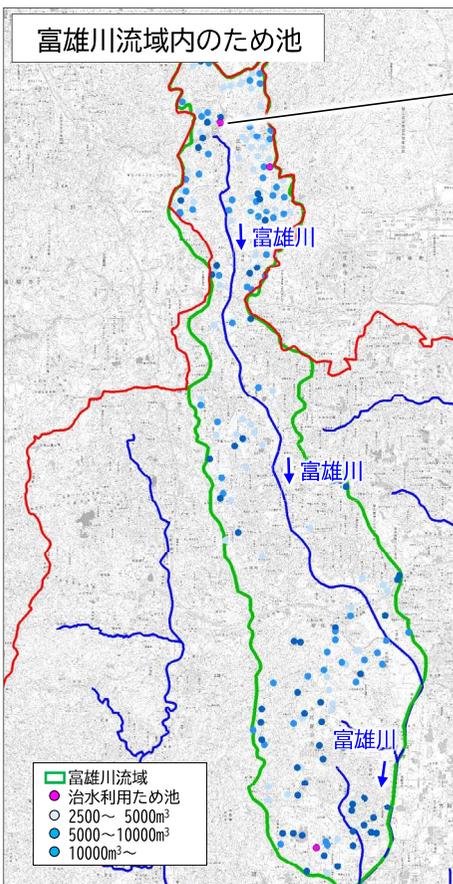
(1) ため池の治水活用

- 利水者（農家）の協力を得て、ため池の利水容量の一部を治水容量に転換
- ため池の放流口を小さくする（オリフィスの設置や余水吐の改良等）ことで、ため池の上流域に降った雨水を「ため池」に一時貯留し流出量を低減させ、下流河川や水路の氾濫を抑制

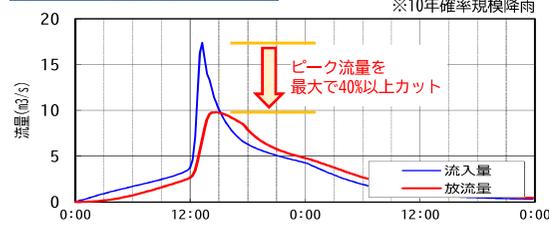


(2) 高山ため池の治水効果（生駒市）

整備効果 10年確率規模の降雨(県の河川整備の基準となる降雨)に対し、ため池の治水活用により、1級河川**富雄川**への**流入量を最大約40%カット**

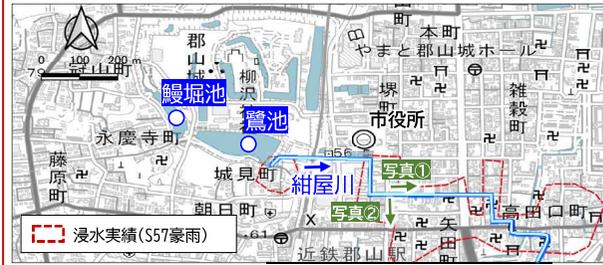


高山ため池 洪水調節の効果 ※10年確率規模降雨



(3) 鰻堀池・鷺池の治水効果（大和郡山市）

整備効果 ため池の治水活用より**ピーク流量を最大約60%カット**。さらに、雨水管整備も行うことで、下流の準用河川**紺屋川**を拡幅することなく**大和川大水害規模(S57.8豪雨)**の降雨に対して、**紺屋川周辺の浸水被害を解消**



S57.8豪雨と同じ規模の雨が降っても・・・



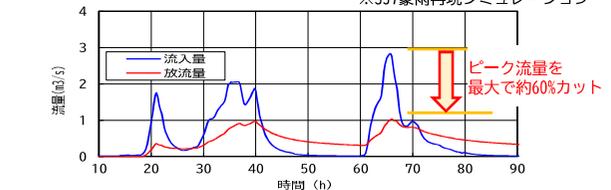
- 準用河川 紺屋川は川幅が狭く、氾濫すると大規模な浸水被害につながっていた
- しかし、町中を流れ、歴史的な価値もあるため、改修(拡幅)は困難

- ため池の治水活用(県・市)
- 雨水管の整備(市)

S57豪雨と同等規模降雨に対し、浸水被害を解消



鰻堀池・鷺池 洪水調節の効果 ※S57豪雨再現シミュレーション



3.2) 4 ため池治水等の推進

資料3-2

課題

①気候変動リスク

気候変動の影響により、今後、流量が約1.2倍になるリスクが報告されている

気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模(1/100等))	
2℃上昇相当	約1.1倍	
↓ 降雨量が約1.1倍となった場合		
全国の平均的な傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※国土交通省HPより

②自然的条件

亀の瀬をかかえる大和川では、河川で洪水を流すことができる量に限界がある



ため池治水対策等の推進

- 亀の瀬をかかえる大和川流域は「ながす対策」には限界があり、多発する内水被害や気候変動リスク等に対処していくためには、これまで以上に「ためる対策」を進めていく必要



大和川流域では毎年のように各地で内水氾濫が発生。H29.10豪雨では内水氾濫により400戸以上の家屋が浸水



直轄事業(遊水地整備や河道掘削、築堤)により同規模の雨に対し洪水を安全に流すことが可能になるが、大和川に余裕が生じるわけではない

河川や水路に流れる洪水の量を減らす必要

「ため池」を活用した「ためる対策」は有効な手段の1つ

防災重点農業用ため池の改修(農部局)

- ため池が決壊すると下流に大きな被害が出る恐れ(平成30年の西日本豪雨などでは、ため池の決壊により多数の死傷者)
- 県では、決壊した場合に人的被害を与える恐れのある「防災重点農業用ため池」を964池指定
- 対策を講じるべき「ため池」は全体の1割程度※の見込み(調査中)
※低水位管理等のソフト対策を含む



広島県 西日本豪雨(H30.6)における被災状況 (資料:農林水産省)

治水部局

連携

農部局

今後の方針(案)

防災重点農業用ため池など、ため池改修を行う場合には「ため池の治水活用」を行うことについて地元と調整する

ためる対策

3.3) 奈良県平成緊急内水対策事業の推進

3.3) 1 奈良県平成緊急内水対策事業の概要と目標対策量

資料3-3

【奈良県平成緊急内水対策事業】

○平成29年10月の台風第21号により大規模な内水氾濫が発生し、大和川流域内で400戸を超える家屋浸水被害が生じたことを受け、内水氾濫による家屋浸水被害ゼロを目指し、平成30年5月に、適地に貯留施設を整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を開始

(1) 事業実施のながれ

① 重点地区の選定

➤ 優先的に内水対策を実施する重点地区を決定

※ 重点地区の考え方

- ・10年確率規模降雨により、内水による家屋浸水被害が発生する地区
 - ・浸水常襲地域に該当
 - ・平成29年台風第21号により内水による家屋浸水被害の発生地区
- ⇒上記地区の内、貯留施設による対策が有効とされる19地区を重点地区に設定

② 事業箇所(適地)の決定

➤ 貯留施設候補箇所の選定

※学識経験者による適地選考委員会で審議

新たに2箇所が適地に選定!

第5次適地選考委員会(R7.11.17)が開催され、

- ・桜井市桜井地区 第二保育所跡地
- ・川西町吐田地区 (仮称)吐田調整池

の2箇所が新たに適地として選定され、事業箇所として決定。その結果、19地区41箇所が適地として選定

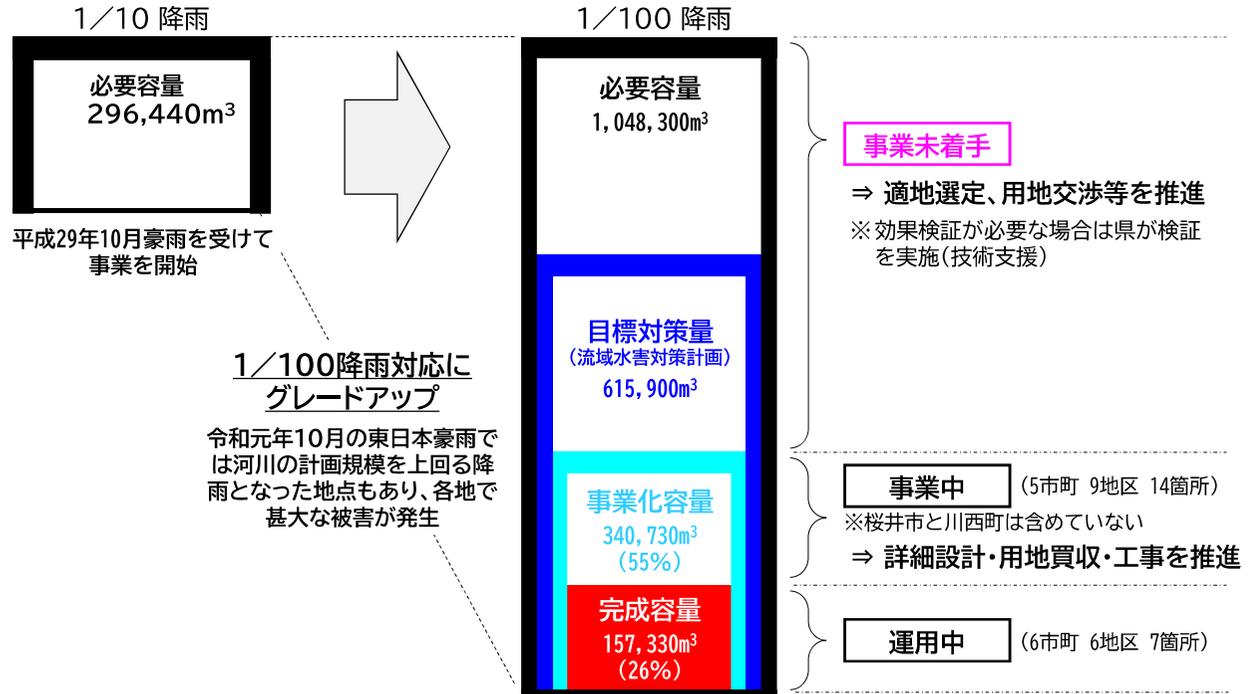
➤ 貯留施設候補箇所の決定

③ 事業実施

➤ 詳細設計、用地買収、工事

➤ 供用開始

(2) 目標対策量と実施状況 (令和7年12月末時点)



1/100降雨対応に
グレードアップ

令和元年10月の東日本豪雨では河川の計画規模を上回る降雨となった地点もあり、各地で甚大な被害が発生

桜井市と川西町の3箇所事業実施が決定!

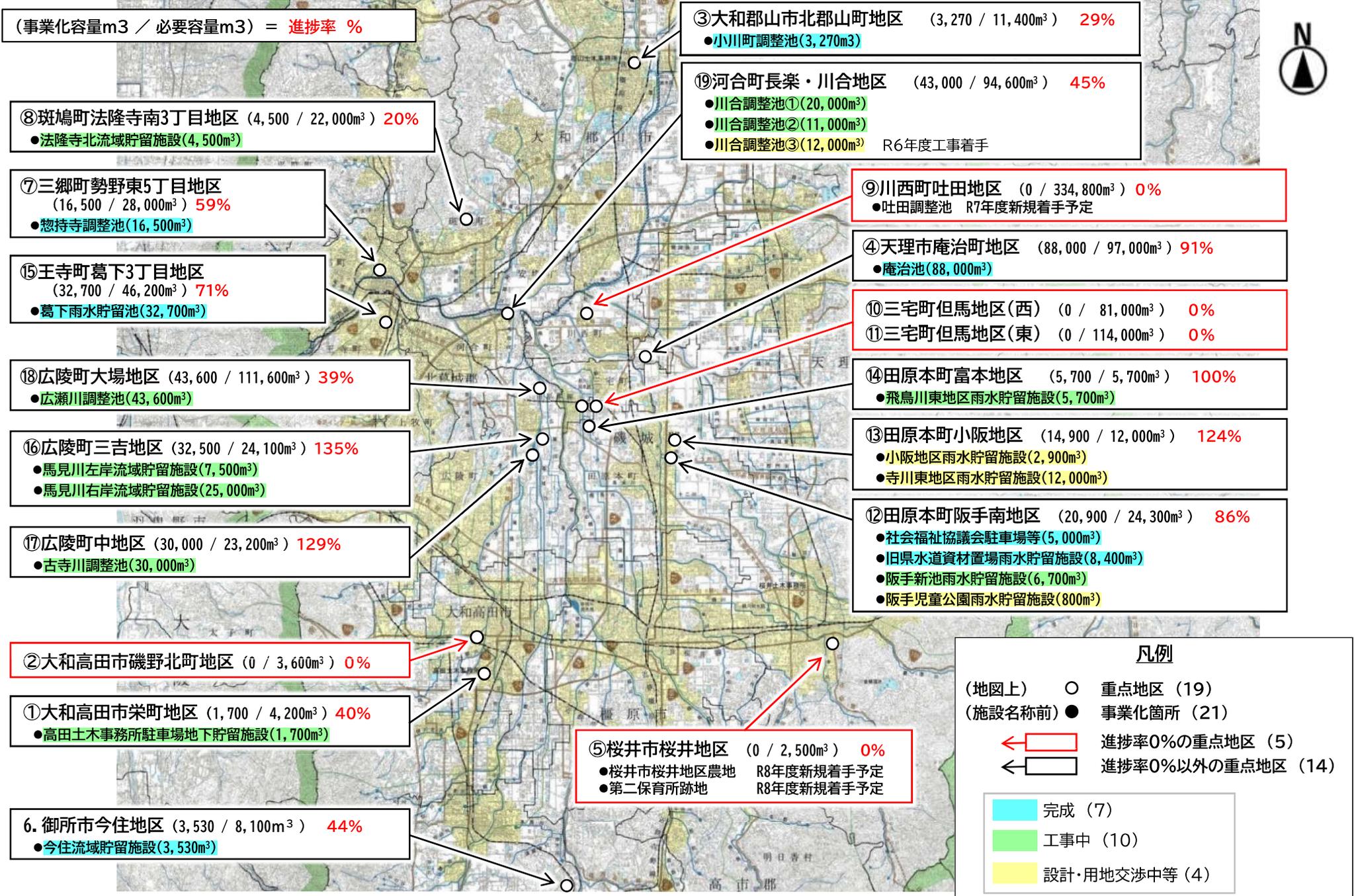
- ・第3次適地選考委員会で適地として選定されていた桜井市桜井地区の1箇所(桜井地区農地)において、用地協力の目途がたったことから事業実施が決定
- ・さらに、第5次適地選考委員会で新たに適地として決定した2箇所において、用地協力の目途がたったことから事業実施が決定

【新たに事業実施が決まった箇所】

- 川西町吐田地区 (仮称)吐田調整池(R7年度内)
- 桜井市桜井地区 桜井地区農地(R8年度~)
- 桜井市桜井地区 第二保育所跡地(令和8年度~)

3.3) 2 重点地区位置図と取組状況 (令和7年12月末時点)

資料3-3



3.3) 3 事業の進捗状況

資料3-3

- 前回の大和川流域水害対策協議会(R7.1)以降、葛下雨水貯留池(王寺町葛下3地区)が完成(これまでに計7箇所、約16万m³の貯留施設が完成)
- 現在、5市町(大和高田市、斑鳩町、田原本町、広陵町、河合町)の9地区14箇所貯留施設の整備を実施中
- 川西町吐田地区(吐田調整池)では令和7年度内に新規事業着手、桜井市桜井地区(桜井地区農地、第二保育所跡地)では令和8年度に新規事業着手を予定
- 三宅町但馬(東)地区では、事業化に向けて地元調整中

王寺町
⑮葛下3地区

完成

計画容量
32,700m³



葛下雨水貯留池

大和高田市
①栄町地区

計画容量
1,700m³



高田土木事務所駐車場地下貯留施設

斑鳩町
⑧法隆寺南3地区

計画容量
4,500m³



法隆寺北流域貯留施設

田原本町
⑫阪手南地区

計画容量
6,700m³



阪手新池

広陵町
⑰中地区

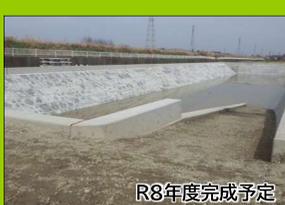
計画容量
30,000m³



古寺川調整池

田原本町
⑭富本地区

計画容量
5,700m³



飛鳥川東地区雨水貯留施設

広陵町
⑱大場地区

計画容量
43,600m³



広瀬川調整池

河合町
⑲長楽・川合地区

計画容量
11,000m³



川合調整池②

市町名	重点地区名	施設名	事業化容量 (供用済を含む)		計画容量 m ³	必要容量 1/100	進捗率		進捗状況			
			施設容量 m ³	地区容量 m ³			計画容量に 対する割合 %	必要容量に 対する割合 %	設計・用地 交渉中	工事中	完成	
												①
大和高田市	①栄町	高田土木事務所駐車場地下貯留施設	1,700	1,700	10,200	4,200	17%	40%		○		
	②磯野北町			0	2,000	3,600	0%	0%				
大和郡山市	③北郡山町	小川町調整池	3,200	3,200	3,800	11,400	84%	28%			○	
天理市	④庵治町	庵治池	88,000	88,000	88,000	97,000	100%	91%			○	
桜井市	⑤桜井	桜井市桜井地区農地		0	0	2,500	100%	0%				
		第二保育所跡地										
御所市	⑥今住	今住流域貯留施設	3,530	3,530	3,530	8,100	100%	44%			○	
三郷町	⑦勢野東5	惣持寺調整池	16,500	16,500	16,500	28,000	100%	59%			○	
斑鳩町	⑧法隆寺南3	法隆寺北流域貯留施設	4,500	4,500	4,500	22,000	100%	20%		○		
川西町	⑨吐田	(仮称)吐田調整池		0	72,000	334,800	0%	0%				
三宅町	⑩但馬(西)			0	35,800	81,000	0%	0%				
	⑪但馬(東)			0	71,200	114,000	0%	0%				
田原本町	⑫阪手南	社会福祉協議会駐車場等雨水貯留施設	5,000								○	
		旧泉水資材置場雨水貯留施設	8,400								○	
		阪手新池雨水貯留施設	6,700	20,900	13,750	24,300	152%	86%		○		
		阪手児童公園雨水貯留施設	800								○	
⑬小阪	小阪地区雨水貯留施設	2,900	14,900	19,900	12,000	75%	124%		○			
	寺川東地区雨水貯留施設	12,000								○		
⑭富本	飛鳥川東地区雨水貯留施設	5,700	5,700	5,700	5,700	100%	100%		○			
王寺町	⑮葛下3	葛下雨水貯留池	32,700	32,700	32,700	46,200	100%	71%			○	
広陵町	⑯三吉	馬見川左岸流域貯留施設	7,500	32,500	32,500	24,100	100%	135%		○		
		馬見川右岸流域貯留施設	25,000								○	
	⑰中	古寺川調整池	30,000	30,000	30,300	23,200	99%	129%		○		
河合町	⑲長楽・川合	川合調整池①	20,000	43,000	72,900	94,600	59%	45%		○		
		川合調整池②	11,000								○	
		川合調整池③	12,000								○	
13市町	19地区			340,730	628,280	1,048,300				4箇所	10箇所	7箇所

凡例 完成済 施工中

凡例 0% 50%未満 100%未満 100%以上

3.3) 4 取組事例の紹介 (前回協議会(R7.1.28)以降に完成した施設)

資料3-3

王寺町 葛下雨水貯留池(かつげうすいちょりゅうち) 令和7年3月完成

▶「治水」と「にぎわい」の両立！雨水貯留施設をテニスコートとして活用

【位置図】



【整備効果】

昭和57年8月の大和川大水害相当の大雨が降っても、本町地区の床下浸水が解消



浸水被害の状況(平成29年10月 台風第21号)

平成29年10月の台風第21号の豪雨の影響で、王寺町内では、床上浸水30件、床下浸水66軒の浸水被害が発生

【施設の有効活用】

平常時にはテニスコート(6面+駐車場)として利用



※テニスコートは令和7年度中の完成を予定

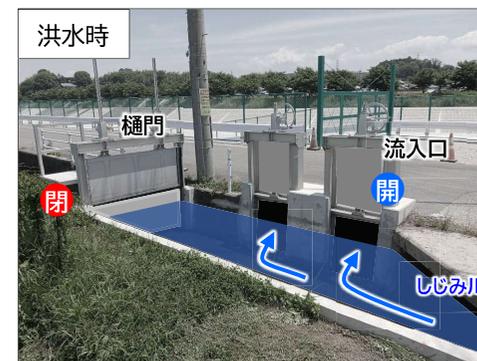
【施設の概要】

大雨により大和川や葛下川の水位が上昇し、葛下・本町地区を流れる「しじみ川」から内水(雨水)の排水が困難になった場合、しじみ川の水を「葛下雨水貯留池」へ流入させることで、本町地区の浸水被害を防ぎます。

- ・適地選定 第3次適地選考委員会
- ・面積 約12,700m²
- ・貯留量 約32,700m³
- ・流入排水 ゲート操作
- ・事業期間 R2(設計)R3(工事開始)~R7 (R7.3完成)



流入樋門



3.3) 5 施設整備の効果 ～内水対策が進む地区では、水害に強い「まち」が誕生～(田原本町阪手南地区)

資料3-3

▶ 令和5年6月豪雨では、田原本町が阪手南地区で整備した貯留施設が初めて稼働し、内水被害の発生を抑え込むなど、内水対策が進んでいる地域では、これまでよりも水害に強い「まち」になっています

整備効果

平成29年10月豪雨

累加雨量が166mmで田原本町阪手南地区において内水被害が発生



【内水被害の状況】

令和5年6月2日豪雨

田原本町が整備した雨水貯留施設が初めて稼働

累加雨量が176mmを観測したものの、貯留施設の流域内では、浸水被害が未発生

周辺住民の声



ひとまず、浸水被害がなくてよかった。大雨の中、貯留施設が動いているのか気になり、数回見に行った。今回の雨で、貯留施設の整備の効果が実感できた。整備していただいたことに感謝。



水路のぎりぎりまで水位が上がり、やはり不安を感じた。今回、溢れなかったのは貯留施設の整備の効果だとは思うが、劇的に安心感が増したわけではない。今後も水害対策を頑張ってほしい。

施設計画の概要

① 社会福祉協議会駐車場等地下貯留施設

- 貯留量 約5,000m³
- 令和2年度完成
- 令和5年6月豪雨で稼働



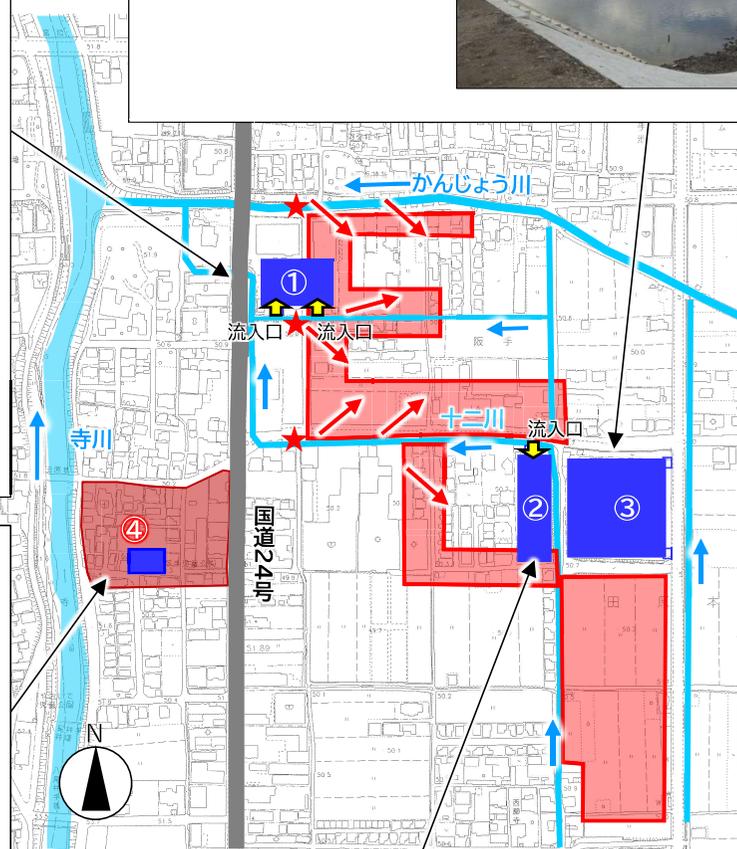
④ 阪手児童公園地下貯留施設

- 貯留量 約800m³
- 計画中



③ 阪手新池

- 貯留量 約6,700m³
- 工事中(令和7年度完成予定)
- 暫定稼働寸前



② 旧県水資材置場貯留施設

- 貯留量 約8,400m³
- 令和5年10月完成
- 令和5年6月豪雨で暫定稼働



【凡例】

- 浸水域(平成29年10月豪雨)
- ★ 溢水開始箇所
- 溢水流向

3.3) 6 事業推進に向けた支援 ～国補正予算の積極的な活用について～

資料3-3

- 令和3年12月に特定都市河川の指定されたことから、雨水貯留施設を整備する場合の国の補助率が1/3から1/2へと高上げされるとともに、用地費も補助対象
- 県では、市町が行う奈良県平成緊急内水対策事業の推進を図るため、技術支援と財政支援を実施
- 国の第1次国土強靱化実施中期計画（令和8年～令和12年度）は、令和7年度補正予算から開始（令和11年度補正予算まで）
- 国の補正予算を活用することで、実質負担額を抑えることが可能（20%→12.5%）となっており、国土強靱化などの補正予算も積極的に活用し、財政負担を抑えつつ、国土強靱化を進めることが重要

技術支援

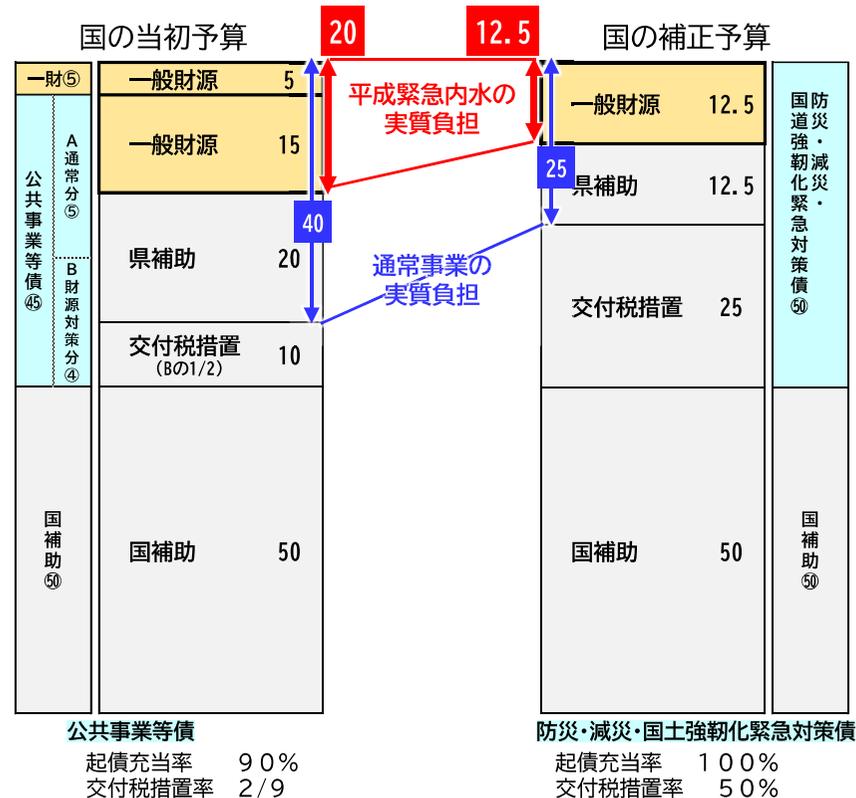
- ◆ 貯留対策等の事業を進める意向がある場合、希望する市町に対し、奈良県が効果検証などの技術支援を実施
- ◆ 土木技術者が不足するなど技術支援を希望する市町に対して、奈良県が詳細設計や工事発注、現場監督を受託（奈良モデル(県と市町村との連携・協働)を実施)

財政支援

- ◆ 事業主体である市町に対し、総事業費から国費と交付税措置額を除いた、市町の実質負担額の2分の1を奈良県が独自に補助(奈良県と市町の実質負担額が1:1になるように財政支援を実施)
- ◆ 国の補助と県の補助を活用することにより、市町の実質負担額は全体事業費の20%
- ◆ さらに、国の国土強靱化予算(補正予算)を活用した場合、市町の実質負担額は全体事業費の12.5%に抑えることが可能

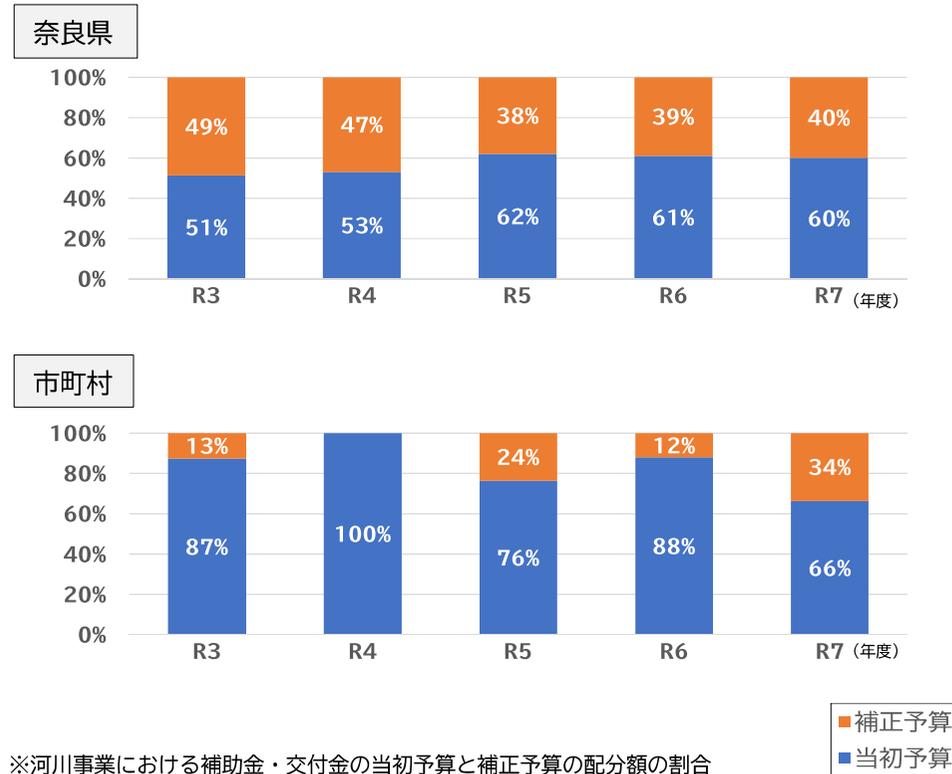
国の当初予算と補正予算を活用した場合の実質負担額

国庫補助(補助金・交付金)事業を実施する場合、国の補正予算を活用することで実質負担額が低減



※国庫補助率50%で公共事業等債と国防・減災・国土強靱化緊急対策債の比較であり、補助メニューや活用する起債の種類により実質負担額は異なります。

国の当初予算と補正予算の活用状況(河川事業)



※河川事業における補助金・交付金の当初予算と補正予算の配分額の割合

※前年度補正予算と当該年度当初予算の配分額の割合を示している

4) ひかえる対策

特定都市河川浸水被害対策法に基づく土地利用対策の
推進について

令和8年2月4日(水)
奈良県

4) 1 特定都市河川浸水被害対策法に基づく土地利用対策(区域指定)

資料4

● 令和3年5月の特定都市河川浸水被害対策法の改正により、土地利用対策として区域指定制度が創設

	目的	奈良県における候補地の考え方	規制内容・支援制度・手続	
			関係法令等	指定権者
貯留機能保全区域	『氾濫をできるだけ防ぐための対策』 河川沿いの低地や窪地などには、洪水時に水を一時的にため込み、浸水の拡大を防ぐ「貯留機能」がある。これらの土地は従来、農地などとして地域により守られてきたが、将来にわたってもその機能を維持することが望まれる。「貯留機能保全区域制度」は、こうした土地に盛土などの行為が行われる場合、事前に把握し、必要に応じて助言・勧告を行うことで、貯留機能を保全していく制度	低地や窪地など現に遊水機能があり、将来に向けても、その遊水機能の保全が必要と考えられる区域 ※都市浸水想定区域の浸水区域または内水区域等のうち、農地を選定 ※宅地は区域から除外	<p>盛土等の事前届出</p> <p>固定資産税の減免 (原則指定後3年)</p> <p>【規制内容】 ○届出…区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出が必要 ○助言…届出に対して必要な助言または勧告をすることができる</p> <p>【支援内容】 ○固定資産税等の減税…貯留機能保全区域の指定を受けている土地について、市町村が条例を定めることで固定資産税及び都市計画税を減税する特例措置が適用できる。</p> <p>【区域指定に係る手続】 ○土地の所有者の同意(書面が望ましい)、市町村長への意見聴取を経て知事等が指定</p>	
			<p>特定都市河川浸水被害対策法 第五十三条(貯留機能保全区域の指定等)</p> <p>河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、(中略)当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。</p>	都道府県知事等
浸水被害防止区域	『流域治水の計画・体制の強化』 流域一体的な対策を講じてもおお浸水被害が頻発する危険な地域等においては、水防法による警戒避難体制の整備のみでは高齢者等のよう配慮者の 生命・身体を保護することが極めて困難であり、生命・身体を保護のための必要最低限の開発規制、建築規制を措置 することができる制度。	都市浸水想定(昭和57年の大和川大水害相当)において、浸水深50cm以上(床上浸水)となる水害リスクがある区域をベースに、市町村の防災まちづくりの方向性が、都市的土地利用をせず「規制」により住民等の生命を保護しようとする区域 ※貯留機能保全区域と重複させない	<p>開発規制・建築規制</p> <p>移転・嵩上げ等の改修費補助</p> <p>【規制内容】 ○開発規制…住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に洪水等に対する土地の安全上必要な措置を講じているか事前許可が必要 (都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また、防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。) ○建築規制…住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要</p> <p>【支援内容】 ○水災害リスクのより低い地域への居住誘導や住まい方の工夫に係る制度…居住者がまとまって集団で安全な地域に移転する制度が適用できる。また、既存建築物の居住者に対しても、個別住宅を対象とした移転や嵩上げ等の改修に係る財政支援を行う。</p> <p>【区域指定に係る手続】 ○公告・縦覧(書面)、市町村長への意見聴取を経て知事が指定</p>	
			<p>特定都市河川浸水被害対策法 第五十四条(浸水被害防止区域の指定等)</p> <p>都道府県知事は、(中略)洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。</p>	都道府県知事

4) 2 貯留機能保全区域の指定について

資料4

(1) 制度の目的

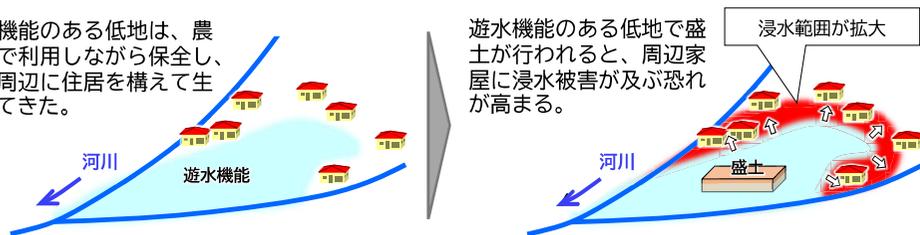
河川沿いの低地や窪地などは、洪水時に水を一時的にため込み、浸水拡大を防ぐ「貯留機能」を持つ。この機能を将来にわたって守るため、盛土などの行為を事前に把握し、必要に応じて助言・勧告を行う制度

【貯留機能保全の必要性(イメージ)】

貯留機能保全区域に指定されることで、盛土等による浸水範囲の拡大が抑制され、その周辺の地域を浸水被害から守ります

遊水機能のある低地は、農地等で利用しながら保全し、その周辺に住居を構えて生活してきた。

遊水機能のある低地で盛土が行われると、周辺家屋に浸水被害が及ぶ恐れが高まる。



(2) 候補地の考え方

低地や窪地など現に遊水機能があり、将来に向けても、その遊水機能の保全が必要と考えられる区域

内水が貯まりやすい土地(低地・窪地)



農地等として保全されてきた土地



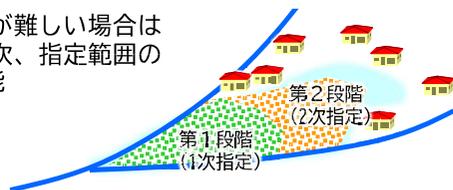
貯留機能保全区域の候補地

(3) 指定の進め方

- 県が候補地を提示し、市町村が『まちづくりの方向性』や『地元情勢』等も踏まえ、指定する区域の選定を行う。
- 次に、国と県、市町村が連携して土地所有者と調整を図ったうえで同意書(次頁参考①参照)を取得し、県が指定を行う。
- 土地所有者の同意が得られる地域から順次指定を進め、住民の理解や意識醸成を図りながら指定範囲の拡大を目指す。

【徐々に区域を拡大する方法も可能】

一気に広範囲の指定が難しい場合はエリアを区切って順次、指定範囲の拡大を図ることも可能



(4) 指定後に必要となる手続き等

届出

貯留機能保全区域に指定された区域内で、貯留機能阻害行為※1を行うとする者は「届出」※2が必要(法第55条第1項)

【届出が不要な行為】

- ① 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為(農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更)
- ② 貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為
- ③ 非常災害のため応急措置として行う行為

助言又は勧告

貯留機能阻害行為を行うとする者に対して、都道府県知事は必要に応じて「助言又は勧告」※3を行うことができる(法第55条第3項)

罰則規定

届出をしないで、又は虚偽の届出をして貯留機能阻害行為を行った者は30万円以下の罰金(法第86項第4項)

- ※1 盛土、塀の設置、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置(倉庫、ビニールハウスや基礎を有する進入防止柵、太陽光発電、樹木の植樹等)
- ※2 行為に着手する日の30日前までに届出書及び計画図を都道府県知事に提出
- ※3 土地所有者は遊水機能の保全(貯留機能阻害行為を行わないこと)に同意したうえで区域指定が行われるが、盛土等の貯留機能阻害行為が禁止されるわけではない。助言・勧告に法的な拘束力はなく、自発的協力を委ねられる。

(5) 土地所有者に対する支援

- 貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減※
 - ※ 大和川流域の25市町村では、条例制定済みが23市町村、未制定が2市町(次頁参考②参照)
 - ※ 固定資産税等の軽減措置は、令和10年3月31日までの時限措置(当初はR7年3月までであったが、R10年3月まで延長されている)

(6) 持続可能な地域づくり

- 大和川の環境保全に貢献する貯留機能保全区域内の生態系機能を確保※
 - ※ 大和川自然再生計画事業への位置づけで、総合水系環境整備事業費(国土交通省)の充当が可能となる。

【整備メニューの事例】

生物の往来を可能とする水路整備、樋門扉や堰板の更新



良質な河川環境の構築

河川管理者

相乗効果

河川協力団体

(自治体・地元営農者等)

参考① 貯留機能保全区域指定にかかる同意書(案)

同意書(案)

奈良県知事 山下 真 様

私が所有する以下の土地について、特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定による貯留機能保全区域に指定されることに同意します。

- 1 ○○市○○町○○地先○-○
- 2 ○○市○○町○○地先○-○のうち○○㎡

令和○○年○○月○○日
 氏名 ○○ ○○
 住所 奈良県○○市○○町○○地先○-○

記

- 当該土地における遊水機能の保全に努めること。
- 貯留機能保全区域指定後に貯留機能阻害行為（盛土、堀の設置、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置等）を行うときは、特定都市河川浸水被害対策法第55条第1項に基づき、奈良県知事に届出を行うこと。ただし、以下の行為を除く。
 ※ 届出が不要な行為
 - ① 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為
 （農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更）
 - ② 貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為
 - ③ 非常災害のため応急措置として行う行為
- 土地所有者は、当該土地に関し法律上保護される必要な権原を有している者に対し、同意内容について情報提供すること。
- 当該区域の土地の所有者が変更される場合であっても引き続き貯留機能保全区域としての効力を有するため、本制度の趣旨等が引き継がれるよう現所有者が新所有者に対して同意内容について情報提供を行うこと。

※同意書(案)は地域実情に応じて変更可能

【届出時に提出が必要となる図面】

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
区域の位置図	区域の位置	1/2,500以上	
区域の現況図	区域の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
法第55条第1項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	1/2,500以上	
	当該行為により設置される物件の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
	当該行為により設置される物件の構造の詳細	1/500以上	
	当該行為を行った後の区域の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと

※表中で「区域」とあるのは全て貯留機能保全区域を指す

参考② 貯留機能保全区域 固定資産税等の特例措置状況

- 都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合、固定資産税等を市町村の条例で定める割合とすることができる特例措置が設けられています（地方税法）
- 特例措置を適用するための条例制定は、大和川流域では24市町村が制定済み、1市が未制定

令和7年12月末時点

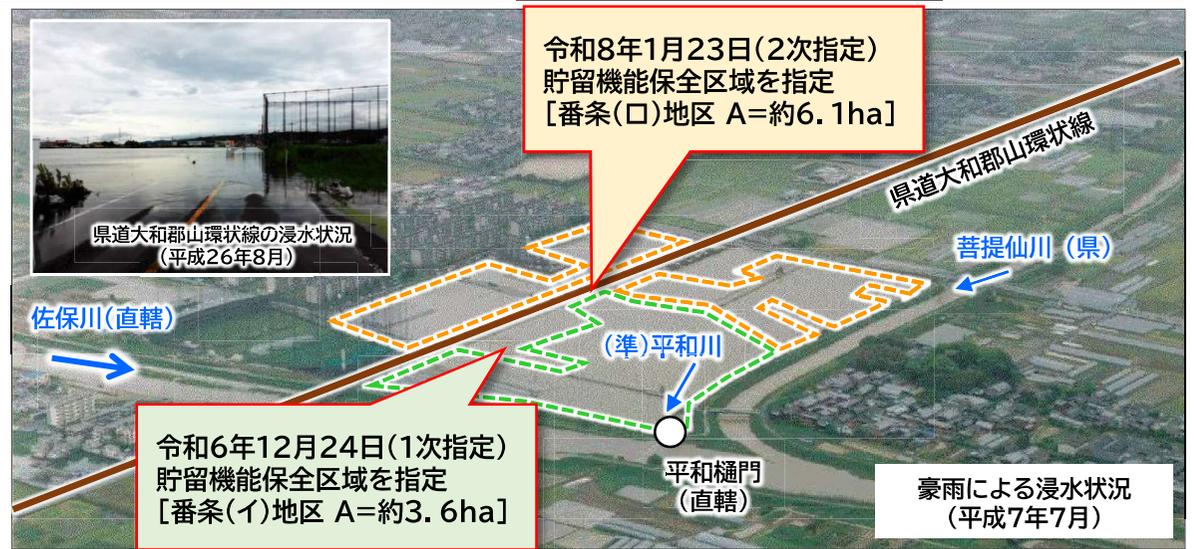
	条例制定	負担割合	予定
奈良市	×	—	○
大和高田市	○	3/4	—
大和郡山市	○	2/3	—
天理市	○	3/4	—
橿原市	○	3/4	—
桜井市	○	3/4	—
御所市	○	3/4	—
生駒市	○	3/4	—
香芝市	○	3/4	—
葛城市	○	3/4	—
宇陀市	○	3/4	—
平群町	○	3/4	—
三郷町	○	3/4	—
斑鳩町	○	3/4	—
安堵町	○	3/4	—
川西町	○	3/4	—
三宅町	○	3/4	—
田原本町	○	3/4	—
高取町	○	3/4	—
明日香村	○	3/4	—
上牧町	○	3/4	—
王寺町	○	3/4	—
広陵町	○	3/4	—
河合町	○	3/4	—
大淀町	○	3/4	—
計	24/25	—	1

4) 3 大和郡山市番条地区で貯留機能保全区域が拡大(令和8年1月23日 指定区域を拡大)

資料4



- ◆ 大和郡山市番条（ばんじょう）地区では、佐保川の水位が上昇すると、平和川から河川への排水が困難となり、内水氾濫が発生
- ◆ このため、田畑が持つ貯留機能を保全し、地域の安全を確保することを目的に、貯留機能保全区域の指定を進めることとした。
- ◆ しかし、指定候補地が10haを超え、さらに県外地権者も複数いることから、円滑な手続を図るため、区域を1次候補地と2次候補地に分け、2段階で指定を進める方針とした。
- ◆ まず、1次候補地の地権者に対して地元説明を行い、区域指定について了承が得られたことから、令和6年12月24日に約3.6haの区域指定【番条(イ)地区】※全国で3例目、市としては全国初指定
- ◆ 続いて、今年度に入り2次候補地の地権者に対して改めて説明会を開催し、区域拡大について同意が得られたため、令和8年1月23日に番条地区の約6.1haを追加で区域指定【番条(ロ)地区】
- ◆ 番条地区全体で、水田等の約9.7haを貯留機能保全区域として指定し、同地区の貯留機能を確保

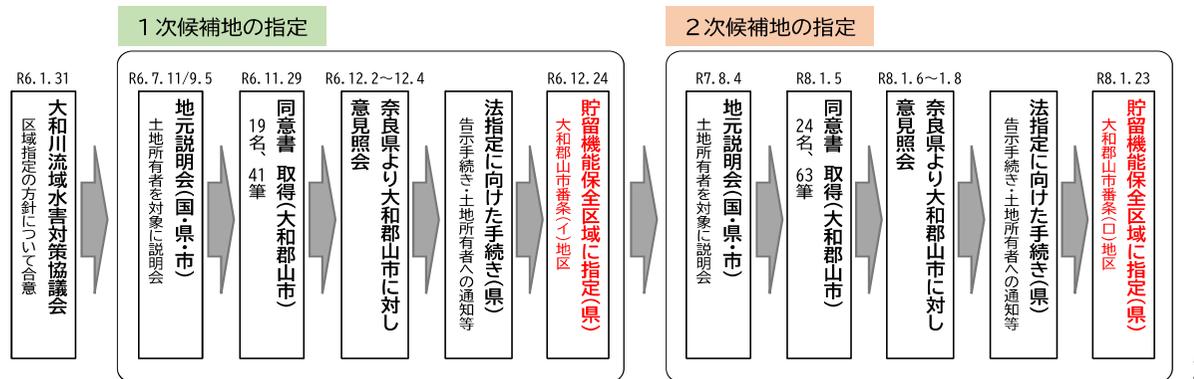


地元説明会における主な意見

- 固定資産税の減免はごく僅か。農業を続けていけるように(=貯留機能が守られていくように)営農支援の拡充が必要ではないか
- 溜まった内水がすぐにはけるような支援があればありがたい
- 佐保川の水位が上昇して内水が貯まるのをだまってることしかできない。なんとかしてほしい 等



区域指定までのながれ



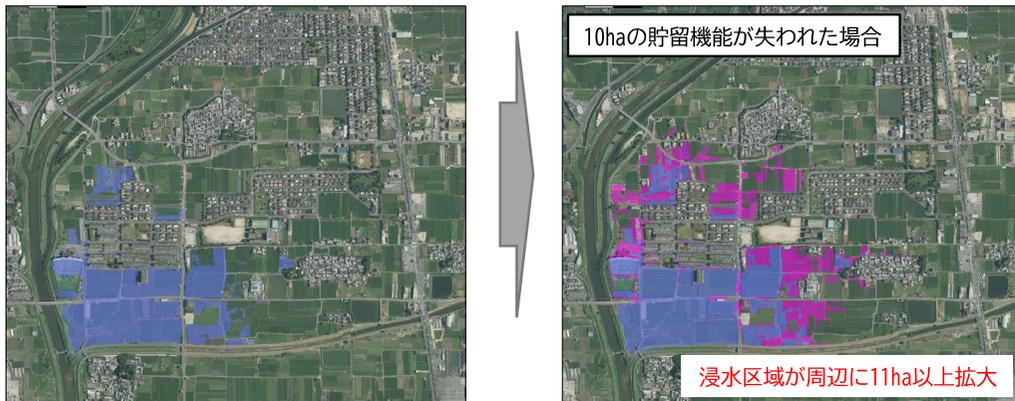
4) 4 区域指定の効果と今後の進め方

資料4

(1) 田畑の貯留機能が失われた場合の影響（区域指定の効果）

平成29年10月豪雨のシミュレーションでは、約10haの田畑が持つ貯留機能が失われた場合、浸水範囲が周辺に11ha以上拡大。さらに、道路の浸水開始が45分早まり、浸水継続時間は85分長くなる

浸水範囲の拡大



浸水発生時間の早まり

貯留機能が失われた場合、道路等の浸水発生が最大45分早まる恐れが生じ、道路の通行止措置や住民の避難誘導に影響する恐れが高まる

浸水時間の長期化

浸水深が最大30cm以上深くなり、道路等の浸水被害の継続時間が約85分長くなる恐れが生じる

※一定の計算条件下でのシミュレーションであり、実際の氾濫形態や現場状況により貯留機能保全の効果は異なります。
 ※周辺の宅地地盤高を参考に水田等が一律に盛土された場合を想定しています。
 ※盛土前後において内水氾濫発生時刻は同一としています。

(2) 今後の進め方（区域指定の拡大）

①新たな地区における区域指定に向けて

- 令和7年度 ▶ 県で候補地マップ(案)を作成
- 令和8年度～ ▶ 候補地マップ(案)をもとに、市町村ヒアリングなども行いながら候補地の選定を実施

今後の方針(案)

大和郡山市、川西町、田原本町に続く新たな指定候補地を市町村と合意のうえ選定。先行事例の進め方に基づき区域の拡大を進める

区域指定の効果が高い地区

<地形条件>

- ▶ 農地等 (低地や窪地)

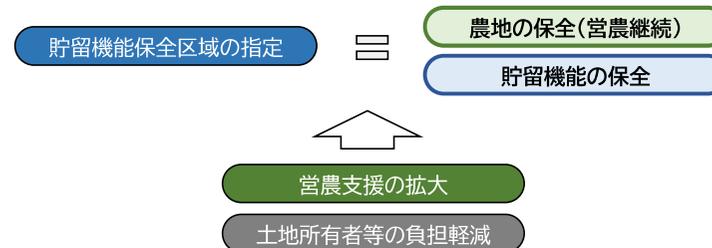
<社会情勢等>

- ▶ 内水氾濫が発生している地域
- ▶ 周辺地域が宅地化 または その恐れがある地域、周辺に主要道路などの施設のある地域

+

②営農支援等の拡大に向けて

- 貯留機能保全区域の指定は、指定された区域の周辺の土地を守るものであり、土地所有者の恩恵は少ない（固定資産税等の3年間軽減措置）
- 区域指定の拡大は、農地の保全(営農継続)にも繋がるものであり、土地所有者の負担軽減とともに、**貯留機能保全区域に指定された農地では営農がしやすくなるような環境整備(営農支援)が重要**



今後の方針(案)

営農支援に繋がる制度拡充・創設に向け、関係部局・市町村が連携し、要望活動を継続する